

◆平成30年度 町・県民税納税相談日◆

- 受付場所：町民ホール
- 受付時間：午前9時～午前11時、午後1時～午後4時
- 相談場所：役場1階 町民税務課

月 日	対象地区等	月 日	対象地区等
2月16日(金)	長老	3月 3日(土)	◆日程の都合がつかない方
2月19日(月)	大原	3月 4日(日)	
2月20日(火)	横川	3月 5日(月)	瀬見原
2月21日(水)	滑塚・境沢	3月 6日(火)	矢立・関上4班、5班
2月22日(木)	滑津	3月 7日(水)	関上1班、2班
2月23日(金)	◆書類不備で再提出の方	3月 8日(木)	関上3班、6班、7班
2月26日(月)	峠田上組・中組	3月 9日(金)	◆書類不備で再提出の方
2月27日(火)	峠田下組	3月12日(月)	関下1班、2班、3班、4班
2月28日(水)	荒町	3月13日(火)	関下5班、6班、7班
3月 1日(木)	仲町・田中・東町	3月14日(水)	干蒲
3月 2日(金)	◆書類不備で再提出の方	3月15日(木)	◆日程の都合がつかない方

マイナンバーと本人確認のための証明書もご準備下さい。

- お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2193 (担当：永倉)

納税相談 Q&A

Q



税務署に確定申告に行ったのですが、申告しなくてもいいと言われました。しかし、役場に住民税申告に行ったら、必要ですと言われました。何が違うのでしょうか？

所得税(国税)と住民税(町税)の違いです。
税務署はあくまでも所得税の申告ですので公的年金等の収入が400万以下で、その全部が源泉徴収の対象となる場合は所得税の確定申告は必要ありません。しかし、このままでは未申告扱いになってしまうため、所得証明書等、さらには、医療費の限度額認定や所得区分、減免等の制度が利用できません。このことから、**年金のみの収入の方にも住民税の申告をお願いしております。**

A



平成30年度 町県民税

納税相談

今年も町民税・県民税の申告をしていただく時期になりました。
この申告は、平成30年度の町・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険、介護保険料、後期高齢者保険料及び所得証明書等の資料となる大変重要な手続きです。

申告がない場合は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の軽減や国民年金保険料の減免などが受けられません。また、収入がなかった方(給与所得者の扶養になっている方など)も申告をしないと所得証明等の証明書が発行できない場合がありますのでご注意ください。

◆申告が必要な方は！

次の①～⑤に該当する方が対象になります。なお、税務署に所得税の確定申告書を提出する方や給与収入のみで勤務先で年末調整をした方は、申告は不要です。

- ①農業や商業などの事業を営んでいる方
- ②譲渡・不動産・配当・雑収入などの所得があった方
- ③給与所得以外に公的年金(国民年金や厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金、個人年金など)による所得があった方
- ④給与または公的年金等を2カ所以上から受け取っている方
- ⑤給与所得者または公的年金等所得者で、事業所や公的年金等支払者が、給与支払報告書または公的年金等支払報告書を町に提出していない方

◆納税相談に必要なもの

- ①印鑑(認印・三文判のみ)
- ②預貯金通帳又は口座番号の控え
- ③平成29年分源泉徴収票
- ④農業、営業、山林、不動産所得者・・・帳簿等の収支内訳書と必要経費の領収書
- ⑤その他所得のある方・・・その収入や必要経費の分かるもの
- ⑥生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ⑦医療費控除・・・医療費の領収書、医療保険の給付金などの補てんされた金額が分かるもの(あらかじめ1年間分の合計を計算してください)
- ⑧薬局等から購入したセルフメディケーション対象のレシート等(医療費控除といずれか選択)
- ⑨マイナンバーが確認できるもの